

様式第5号(第15条関係)

審議会会議録

審議会等の名称	令和7年度第3回地球温暖化対策実行計画推進審議会
開催日時	令和7年12月11日(木曜日) 午後1時30分から午後3時50分まで
開催場所	瑞穂市役所 巣南庁舎 2階 大会議室
議題	(1) 計画素案(第1章～第7章) (2) パブリックコメント(意見)について
出席委員	<p>出席委員 11名 中村一秀委員、林鉄雄委員、淺野竜也委員、大野正博委員 青木佳史委員、坪井久宣委員、牛垣誠委員、廣瀬眞人委員 野村泰文委員、山本康義委員、西脇壮洛委員 (順不同)</p>
欠席委員	<p>欠席委員 4名 児玉和子委員、河野秀明委員、矢崎斎委員、藤本太一委員(順不同)</p>
公開・非公開の区分 (非公開理由)	<p>公開 • 非公開</p>
傍聴人数	0人
審議の概要	<p>あいさつ 【事務局】 本日の会議は、委員総数15名に対し過半数を超える11名の出席があるため、瑞穂市附属機関設置条例第8条の規定に基づき、本会議は成立している。 本会議について、瑞穂市審議会設置、運営等に関する要綱第11条の規定により原則公開すること、また、同要綱第12条の規定より傍聴を認めることを各委員に確認し決定した。</p>

【事務局】

(1) 計画素案（第1章から第3章）の説明を行った。

【M委員】

3章の30、31ページの修正はどの部分にあたるのか。

【事務局】

30、31ページの課題のタイトルを修正しました。

【G委員】

地中熱は、ポテンシャルこそ高いが費用面などから導入が困難ということであるが、羽島市役所では空調に地中熱を利用していると聞いており、参考までに情報共有したい。

【F委員】

本日示された資料について、会の終了後に意見を提出することは可能か。

【事務局】

12月中に意見を集約できればと考えており、その期間内であれば、ご意見を提出いただくことは可能であります。

【F委員】

了解しました。

再生可能エネルギーの部分について、太陽光に偏りすぎていないかと懸念しています。前回でもお話ししたが、太陽光発電設備だけをやみくもに増やすべきではないと考えている。

また、ペロブスカイトではなく、「次世代太陽電池」という表記にする方がよいと思う。

【事務局】

計画素案（第4章）の概要の説明を行った。

【A委員】

一般廃棄物の排出量とは何か。

【事務局】

一般廃棄物の焼却量に伴うものである。算定にあたっては、「自治体排出量カルテ」に記載のある数値を参照している。

【A委員】

例えばマンションのように業者が回収するごみも、「一般廃棄物」に含まれるのか。

【事務局】
含まれます。

【A委員】

33ページを見ると、一般廃棄物は2013年から2022年にかけて増加している。自治会がごみの削減に取り組めば当該数値は減少すると思われるが、自治会に加入していない個人や事業者が排出するごみも含まれるのであれば、自治会以外の取組も重要ななるのではないかと考えている。

現況年度が2022年度となっているが、可能であれば、最新のデータを用いてはどうか。

また、温室効果ガス排出量の現況について、各部門ごとで対策をより明確にする必要があると考えている。

例えば、自治会としてできる取組は、ごみの削減やその呼びかけであるが、対策を実行するに当たって、数値的な目安を分かりやすく示してほしい。

【事務局】

廃棄物の増加については、可燃ごみの量が2013年度と比較して増加していることが、主な要因として考えられる。

また、2022年度のデータを使用している理由としては、算定の基礎としている自治体排出量カルテが、最新年度より遅れて公表されるためであり、現時点で入手可能な最新版が2022年度のものであることによる。事業者ごとに排出量を把握することが望ましいが、調査に要する時間や労力を考慮すると困難であることから、本計画では自治体排出量カルテを用いた算定としている。

【F委員】

36ページと37ページの関連が分かりづらいと感じる。37ページの表を先に示した方がよいのではないか。各部門の目標をまず明確にし、その上で、目標達成のためにどのような施策が必要かを示すという順番が、より適切であると考える。

【事務局】

示す順番について検討し、素案に反映させていただきます。

【事務局】

計画素案（第5章）の概要の説明を行った。

【I委員】

第4章37ページの表4-4と、第5章40ページに記載されている導入目標（電気）については、整合性を図っているのか。

【事務局】

整合性は図っています。

【A委員】

第4章に記載されている「省エネルギー対策の推進」とは、具体的に何を指しているのか。

【事務局】

国の「地球温暖化対策計画」には、温暖化対策のための取組と、それに伴う排出削減量が示されており、その内容を踏まえて、第6章において施策として整理している。

瑞穂市の人口等のデータを考慮して算定した削減量が、第4章37ページの表4-4に記載している内容である。

【A委員】

46%削減という数字ありきの内容になっていないか懸念している。数値だけでなく、具体的な対策と、それに伴う削減量を示す必要があるのではないか。

【事務局】

37ページの表4-4で示している「省エネルギー対策の推進」「吸収源対策の推進」「再生可能エネルギー導入」については、36ページにおいて概要を説明している。

廃棄物については、人口増加や、ごみとなりやすいものが排出されやすいという本市の事情もあり、これまで増加傾向にあった。今後は、ごみを価値のあるものとして分別を進めるとともに、例えばコンポストによる堆肥化など、市内の家庭に協力いただく取組を進めることで、ごみの焼却量そのものを減らす方向へ、市としてシフトしていきたいと考えている。

各主体が取り組むべき内容については、第6章に記載しているため、こうした観点から確認いただきたい。

【K委員】

表5-1における太陽光（建物系）の2050年度実現イメージについて、新築住宅の屋根全てに太陽光発電設備が設置さ

れると記載されている。極端な表現ではあるが、市として条例等で義務化されると受け取る市民もいるのではないかと懸念しているため、文面について工夫してもらいたい。

【事務局】

実現イメージについては、国第7次エネルギー基本計画の方針に沿って記載しているが、表現については修正する。

【L委員】

目標が示されている方が分かりやすくなると考える。

また、太陽光発電の導入量をこれ以上増やすことへの懸念や昼間の電力が過剰になっていることについて議論があったと認識しているが、その点が十分に考慮されているのかが気になる。さらに、太陽熱については、最近の住宅では設置されている事例をあまり見かけない。本市における世帯の2.1%という目標設定は妥当なのか。

【事務局】

市民アンケートにおいて、太陽熱の導入を検討しているとの回答が2.1%であったことから、その数値を根拠として目標を設定している。

【L委員】

調べたところ、住宅への太陽熱設備の設置率は減少している一方で、ホテルなど大規模施設への導入率は増加しているとのことであった。導入を推進する対象についても検討してはどうかと考える。

【F委員】

実現可能な目標となっているのかという点について、強い懸念がある。例えば、再生可能エネルギーによる削減量と省エネルギーによる削減量を比較すると、省エネルギーによる削減量の方がかなり大きいが、本当に現実的な量なのか疑問に感じている。

【会長】

その点も踏まえ、事務局には再検討してほしい。

【事務局】

計画素案（第6章）の概要の説明を行った。

【A 委員】

49ページに記載されている市が保有する建築物への太陽光発電導入目標に関する既に再生可能エネルギーを導入している市有施設はあるのか。

【事務局】

高圧電力を使用している39施設については、全て再生可能エネルギー由来の電力を岐阜電力から購入し、使用している。低圧電力については、現在導入を検討している。

【A 委員】

市の施設に太陽光発電設備を置く計画はあるのか。

【事務局】

現時点では新築の建築物を建てる予定はないが、今後、新築や建て替えを行う際には、太陽光発電設備の設置を検討する。

【A 委員】

2030年まで残り5年しかない中で、電力の60%を再生可能エネルギーに切り替えるという目標は達成可能なのか。

【事務局】

現時点での切替済みの割合については、所管課が異なるため本会では示せないが、高圧電力については全て再生可能エネルギー由来電力に切り替えており、低圧電力についても切り替えは可能であり、現在検討している段階である。低圧電力も切り替えた場合、市の使用電力は100%再生可能エネルギー由来となる。

【事務局】

達成できた場合、電気由来のCO₂は実質100%削減できる。再エネによって発電された場合、CO₂は発生しないため、再エネ由来の岐阜電力の電気を使うのならば、CO₂排出量はゼロとみなすことができる。

【A 委員】

ならば、100%削減を目指して実行すればよいのではないか。

【事務局】

理想としては100%削減を目指すべき方向であるが、市民

から預かっている限られた財源を使用するという前提があり、電力単価が割高になる可能性も含めて、慎重に検討する必要がある。

【A委員】

新築住宅には太陽光発電設備を全て設置するという方針を示すのであれば、市民に一定の負担を求める事になる。その場合、市の公共施設についても、100%を目指すのが自然な流れではないか。

【事務局】

新築住宅への太陽光設置については2050年のイメージだが、49ページに記載している目標は2030年時点のものであり、時間的に差がある。また、第5章40ページに記載している導入目標は、あくまで計画上のものである。

ただし、現時点でも新築住宅の多くには太陽光発電設備が設置されていることが確認できる。

【A委員】

太陽光パネルについては、将来的な廃棄の問題もある。現行制度では、廃棄時の費用は所有者負担となるため、市民に負担が生じる。そのような中で、市としてどこまで踏み込んで施策を進めるのか、その姿勢が問われると考える。

【事務局】

「新築住宅の屋根の全てに」という表記については、他の委員からも指摘を受けている。計画にどのように表記するかについては、改めて検討させていただく。

【A委員】

市役所庁舎において省エネルギー対策を行っているという認識は、一般的にはあまり持たれていないと思う。実際に、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入は行っているのか。

【事務局】

例えば、巣南庁舎では再生可能エネルギー100%由来の電力を使用しており、照明のLED化などの取組も行っている。

【A委員】

実際の数字としてはどこまで効果が出ているのか。

【事務局】

市の事務や公共施設を対象とした「事務事業編」という計画があり、そこに記載があるが、本日この場で直ちに数値を示すことはできないため、後日改めて回答させていただきたい。

【N委員】

瑞穂市では外国人住民が増えているが、計画内に外国人へのアプローチが見当たらなかったため、その点も考慮してほしい。

【F委員】

計画全体としての「売り」はどこにあるのか、考えを伺いたい。

【事務局】

家庭部門の排出量が多いことから、その点に注力していること、また森林吸収源がない分、省エネルギー対策に重点を置いていることが本計画の特徴であると考えている。

省エネルギー対策やゼロカーボンドライブについては、計画策定に当たり活用している補助金の要項にも記載されており、そうした点を意識して計画を策定している。一方で、計画全体として市の方針が分かりづらい部分もあったと認識しており、より分かりやすくなるよう、記載の工夫を行っていきたい。

【F委員】

スマート農業が記載されているが、温暖化対策としての効果は薄いのではないか。むしろ削除した方が、読む側の印象は良くなるのではないかと考えるが、記載した意図を伺いたい。

【事務局】

2030年までの機器導入は難しいと考えているが、2050年を見据えた対策として、現時点から情報提供を進めていく必要があると考え、計画に記載している。ただし、排出量が少ない分野であることから、削除も含めて検討する。

【F委員】

別の話題となるが、公共交通機関の利便性向上については、市民からの要望が多かったと認識している。一方で、これ以上公共交通機関を利用するつもりはないという回答も多かった。

その前提を踏まえると、47ページに記載されているノーマイカーデーは成立し得るのか、非常に疑問である。また、「み

「みずほバス」についても、市民の利便性向上につながるのか疑問に感じている。市として抜本的な対策は考えているのか。

【事務局】

みずほバスについては、昼間の利用率は低いものの、朝夕の利用率は高く、穂積駅へ向かうために利用している人もいる。

今後は、みずほバスで市外の拠点まで移動し、そこを経由して、例えば岐阜市民病院へ向かうといった構想も検討している。市内に限らず、周辺市町との接続を充実させていく方針である。

【F委員】

その旨をぜひ計画内にも盛り込んでほしい。
もう一点、49ページの蓄電池についてである。災害時のレジリエンス強化に活用できるのはもちろんだが、主な目的は昼間の余剰電力の活用ではないかと考えている。

蓄電池の導入にはコストがかかるが、市が系統用の大規模な蓄電池を整備してもよい段階ではないか。

【A委員】

岐阜バイオマスパワーでは、昼間の発電はどうしているのか。

【L委員】

発電した電力は中部電力の送電線に送電しているが、需要より供給が上回った場合には、中部電力から発電抑制の指示が出る。

【A委員】

蓄電池を活用すれば、抑制している分の電力を活用できるのではないか。

【L委員】

そのとおりである。また、昼間は電力料金が比較的安いため、再生可能エネルギーへ切り替えながらも電気料金が低減した事例もある。ただし、大規模な蓄電池については、導入コストが非常に高いという課題がある。

【A委員】

第5章38ページに記載されている将来像について、ゼロカーボンシティ宣言における将来像とは表現が異なっているが、

整合を図らなくてよいのか。

【事務局】

38ページに記載している将来像は、今回策定する計画における将来像として設定したものである。市民に対する分かりやすさや、目指していくまちの姿を示すメッセージ性を重視し、改めて設定している。また、本計画の将来像については、市長にも確認済みである。

【事務局】

計画素案（第7章）の概要の説明を行った。

【会長】

意見や質問は無いようなので、次の議題に進む。

【事務局】

パブリックコメントについて説明を行った。

【事務局】

12月19日までに委員から意見を提出いただき、その意見を反映した案について、会長および副会長に確認を行った上で、1月23日からパブリックコメントを実施する予定である。

提出資格、閲覧場所、提出方式および提出方法については、配布資料に記載のとおりである。

【事務局】

その他について説明を行った。

【会長】

その他、全体を通してのご意見やご質問はありますか。

【F委員】

第3章の30ページおよび31ページについては、非常によく整理されていると感じている。ぜひ、第6章の施策部分との関連が分かりやすくなるよう工夫してほしい。

また、7章の連携体制について、大学や高専との連携も加えてもらいたい。ぜひ一緒に検討していければと思う。

【会長】

最後に、今回は事前に資料を確認していただく時間を十分に確保できなかつたことについて、お詫び申し上げたい。

	<p>本日委員からいただいた意見に加え、12月19日までに提出いただく事後意見についても、可能な限り計画に反映させていただきます。意見を提出いただく際、具体的なデータや修正案を示してもらいたい。</p> <p>また、市民の目線から見て分かりづらい点についても、ぜひ意見をいただきたい。</p> <p>具体的な達成目標を設定し、誰が何を実行するのかを明確にしていくことが重要であるため、各委員の専門的な知見をいただければと考えている。</p> <p>【事務局】</p> <p>本日は長時間にわたり忌憚のない意見をいただき感謝申し上げます。</p> <p>以上で本審議会を終了となります。</p> <p>閉会</p>
事務局 (担当課)	瑞穂市 環境経済部 環境課 T E L 0 5 8 - 3 2 7 - 4 1 2 7 F A X 0 5 8 - 3 2 7 - 2 1 1 2 e-mail kankyou@city.mizuho.lg.jp